

14世紀後半浙西地方の地主制に関する覚書

森 正 夫

目 次

はじめに

1. 地主＝佃戸制をめぐる若干の資料
 2. 銭鶴阜の蜂起
 3. 集権的権力機構と土豪・富民層
- むすびにかえて

は じ め に

14世紀の後半期にあたる明初とは、いったい、長期にわたる中国封建社会の歴史のどのような段階にあたるのであろうか。中国近代における民衆の解放の条件が、明初ではどこまでつくられていたのであろうか。かゝる問題を解く鍵としての、この段階の基本的な生産関係は何なのか。朱元璋政権とはどのような性格をもつものなのか。かって古島和雄は、「朱元璋の統一は農民の階級的立場に対する地主的反動の上に成立したものと考えられる」と述べ^①、田中正俊・佐伯有一は、「明の政府は、科挙を通して、地主官僚によって構成され」「政府の中核をなす地主官僚層が、皇帝の名のもとに、しかし独自の階級として、明の国家を支配した」と述べた^②。古島・田中・佐伯らの一般的規定は、漠然とわれわれの共通の認識になっているが、14世紀後半、明初段階における基本的な生産関係の現実の存在形態はいまだに必ずしも具体的に把握されておらず、朱元璋政権とかゝる生産関係との連関についても同様である。しかしながら、17世紀明末清初を中心とする時期の地主制研究のために基礎的な問題提起をしてきた北村敬直・古島和雄が、14世紀後半の明初段階の地主制について加えている理論的分析は、今述べた点を明らかにする上においてもかえりみらるべきであろう^③。

1950年2月、北村敬直は「中国の地主と日本の地主」^④を発表した。こゝでは、10世紀以降の中国封建社会における下部構造の特徴を明らかにするために、「清代の時代的位置」^⑤及び「明末・清初における地主について」^⑥において彼自身が検討してきた地主制の性格をめぐる問題が、再び反省的にとりあげられることになった。北村は、唐宋から宋初にかけての時期に、専制国家のもとにおける土地私有制の上に成立した地主制が、専制国家的政治機構とともに、明初においても量的、質的に断絶をみることなく、宋から清まで連続していくことを確認する。これは、宋元時代の豪族地主制が朱元璋の官田政策によって一段高い層次における地主制＝国家的地主制として

再編成されたというそれまでの自己の見解の否定の上に立った確認であった。さらに北村は、この期間における税役制度（北村は賦役制度と呼称している）の特徴に注目し、中国の地主制の特質についての新たな問題を提起して次のように述べる。

すなわち、税は土地所有者＝地主（事実上は自作農，自小作農を含む……森）に課せられる。地主は佃戸から租＝地代を納める。官＝民，地主＝佃戸の二系列が地主を媒介として重層して成立している。しかし役は地主，佃戸の区別なく各戸の壮丁に課せられる^⑧（もっとも量的には貧富を按じて等則がつけられている）。そこでは地主も佃戸も共に民として国家の前に立つのであって，官＝民の一系列あるのみである。かくて佃戸を主体として考えれば，佃戸の上には地主支配と国家支配との二系列が併存し競合していることになる。封建地主を理想的に言えば，常に農民の一義的支配を志向するものであるから，中国の地主はそこにある弱さをもっており，その佃戸支配は不完全であったといわねばならない。ところで問題はこの佃戸支配の不完全性の歴史的意味にあると思うのである。……宋から清にかけての中国の地主制は，のちに寄生地主的性格を強く具有するようになったけれども，その成立期にあたっては，日本の寄生地主の成立事情と異なり，むしろ封建地主として成立すべきものが，よりおくれた遺制に制約されて封建的性格が未成熟におわり，不完全な佃戸支配に止まったのではないか，かかる形態の地主制と寄生地主的性格がそのまま入り込んでダブった形のものとなったのではなからうかと思うのである。

北村はこのように述べたあと，明清地主における「古い遺制」とも考えられるべき二，三の現象をつづいて指摘する。それは，明清地主が佃戸を直営地の徭役労働に駆使しえなかったこと。佃戸に対する地主の地縁的支配の欠如。血縁的宗族的集団性が強い制約，束縛を与えているために，地主と佃戸との関係が独立した性質のものとして直接的に対抗的關係に結びつけられていかないこと，等である。

1950年11月，古島和雄は，「明末長江デルタ地帯における地主経営^⑨」を發表し，この「地主経営をめぐる関係」を理解するため，明初における地主制と国家権力との関係について分析を行った。古島はまず，在地の地主層とその権力が明初においても牢固として存在したことを，元末に至る大土地所有の形成，元末の農民叛乱が必ずしも直接には在地の地主権力を対象としていないこと，朱元璋の統一が農民の階級的立場に対する地主的反動の上に成立したと考えられることなどから，主として演繹的に導き出す。その上に立って大約次のような分析を行なう。

公私の別はあれ，官田・賜田等による一さらには明中期以降の商人地主による一在地の具体的な土地利益を含まないところの「不在地主的な大土地所有」が存在する。その下における小作農民層の再生産の維持は，従ってその収租権の基礎は，実在地の地主層の諸役一古島においては灌漑水利関係における圩長或は塘長等の諸役一にある。古島の「小作農民」とは，論文の論理構造に従えば，「不在地主的な大土地所有」の経営にあたる直接生産者農民の謂であり，これが佃戸・佃農にあたる。彼の場合，在地地主の土地所有を実現するための労働力は家僕・家丁などの，

家族的な関係によって規制された農民であり、森のことはばでいえば「おくれた労働力」である。又、「公租」(その中心は両税法によって賦課される田賦、ともに古島の用語)の徴収を、里長、糧長、解戸等の諸役の負担という形で義務づけられていたのも在地の地主層である。すなわち、在地の地主層は、公租の徴収の課役、不在の大土地所有維持のための課役という二重の関係の下で、国家権力による無制約的な政治的収奪の対象となっていた。「専制的支配—国家権力—の基礎をなす里甲制度」は在地の地主層とその権力の存在を前提としている。しかし、在地の地主層が、国家権力の土地所有を含む「不在地主的大土地所有」実現のために、在地の小作農民層の労働力の一定部分を奪われ、かつかゝる「不在地主的大土地所有」に従う小作農民層の再生産の維持を義務づけられるということ。このことは、在地の地主層の「小作農民に対する支配力の弱さをあらわし、余剰労働力の収奪を自己の権力の下において完結し得ないことを意味している。」国家権力と在地主層とは、国家権力優位の側面において統一されている矛盾的關係にある。

北村、古島は、国家権力とのかかわりあいの中で、明初以来の地主制の性格をとらえようとしている点で問題意識を共通にしつつも、北村が地主制を唐宋初期の成立期以来の歴史的過程の中で追求しているのに対して、古島は、元末にいたる大土地所有の形成を認め、元末の農民叛乱の性格について独自の見解を示すなどしつつも、より構造論的に問題を追求しようとしている。又顕著な相違は、北村が、明初段階において、不在地主、在地地主の二範疇をとくに区別せず、地主の労働力として一般的に佃戸を設定しているのに対し、古島が不在地主—小作農民(佃戸)の關係以外に、在地地主—家僕・家丁という關係を別に設定していることである。しかし、注目すべきことは、かゝる異なった接近の仕方を取りながらも、寄生地主的性格を強く具有するようになる(北村)、又巨大な商人地主層が形成される(古島)以前の、明初段階における国家権力と地主制の關係の理解において両者が一致していることである。すなわち国家権力の介入による地主の「佃戸支配の不完全性」(北村)であり「小作農民に対する支配力の弱さ」(古島)であり、すなわち地主の直接生産者農民支配の不完全性・弱さである。又、かゝる地主の直接生産者農民支配の不完全性・弱さという指摘以上に、国家権力と地主制の關係については、問題が展開されていないことにおいても一致している。

1965年、鶴見尚弘は、^⑩「明代の畸零戸について」において、「当該歴史段階の国家権力を、具体的な“中世”中国に固有な、特定の媒介を経て、いわゆる地主—佃戸關係に如何に関連せしめるか。」という田中正俊の問題提起を受けとめた作業を行なった。

鶴見は洪武初年以來の資料の分析にもとづいてこう結論する。明代の里甲制度における畸零戸の現実の存在形態は、「鰥寡孤独にして役に任えざる者」といわれるような、王朝の意図するところとは、必ずしも合致したのではなく、現実には、里内の人戸を階層別に戸等によって分類し、上等戸から次第に下等戸へと百十戸を選び、その余剰の戸を畸零戸と称するものであった。

鶴見は、このように畸零戸の、王朝の理念的規定のヴェールの下にある、現実の存在形態を明

らかにすることを通じて、王朝による里甲編成の具体的な対象となる農村それ自体に内在する固有な階級的諸関係、身分関係、共同体的諸機能の自立性を明確に認識すべきことを主張した。鶴見のこのすぐれて構造論的な見解は、北村、古島らが、国家権力と地主制との関係において、結局、地主の佃戸支配の不完全性を一般的に指摘するにとどまっていた状態を前進させる可能性を示唆したものであり、かつ、地主の佃戸支配における固有の強さを明らかにするという方向を暗々裡に示している。

筆者は、従来、明代の官田制度の具体的な存在形態とその展開、崩壊の過程を明らかにしながら、14世紀段階以降における国家権力と土地所有、地主—佃戸制、直接生産者農民との関係の特質を追求してきた^⑩。とくに1965年には、14世紀後半から15世紀前半にかけて、長江下流・太湖周辺地帯において、地主と奴僕・地主と佃戸間における封建的生産関係とならんで、明朝国家権力が、執拗に、農民・農民家族を労働力そのものとして全面的に、かゝる意味で直接的に把握しようという意図をもち、現実にもその体制を施していたことを明らかにしようと試みた。これらの作業は、従来の地主制研究における国家権力の位置づけの不十分さを克服しようとしたものであった。しかしながら、とりあげた素材が設定した問題と必ずしもかみあわないという傾向に陥入りがちであり、結局、北村、古島が追求した、国家権力の介入による地主の直接生産者農民支配の不完全さという指摘の確認すら今日に至るまで十分にできていない。もちろん、14世紀後半、明初段階以降の封建的生産関係の総体的把握にも進みえず、10世紀、宋代以降の諸関係との関連もつかめていない。さらに、当初から、農村の共同体的機能と再生産過程に関する分析には欠けていた。鶴見の見解は、一方で、このような筆者の方法的欠陥をつく性質をもっている。今、筆者自身のかかる欠陥を克服していく体制はできていない。ただ、それをつくりあげていく準備として、朱元璋政権確立期の浙西地方、太湖周辺地帯における地主—佃戸関係の現実の存在形態にかんする具体的な資料を若干提示し、同政権確立期の同じ地方における一つの政治過程、及び同政権の地主、佃戸に対する政策の若干の特徴を明らかにし、とくにこの段階における生産関係の特質ならびにかゝる生産関係と国家権力との関係を検討するための素材としたい。本稿の全体はかかる意味での研究ノートである。

なお、かつて、愛宕松男は、「朱呉国と張呉国—初期明王朝の性格に関する一考察—」^⑪において、朱元璋政権の性格を、集権的専制国家を構成する完成された諸制度の特質から論理的に演繹することによってではなく、政権成立の過程そのものを通じて明らかにしようという方法を示した。さらにこの過程において、淮西地方の経済的後進性に逆に規定され、それを克服するため統治権の単一集中化を追求して来た朱呉国、浙西地方の経済的先進性に逆に規定されそれに安易に依存する立場から退嬰的な保境安民政策——統一を必らずしも志向せぬ自立化——をとった張呉国。この相矛盾する両呉国の性格が朱元璋政権に包含されていることを指摘した。愛宕が行なった個々の事象に対する評価には検討を加えねばならない点があり、又愛宕はこゝで田中・佐伯ら

が問題にしてきた政権の階級的性格を必らずしも明らかに示してはいない。しかし、上の方法と指摘とは今なおかえりみらるべきであり、本稿も愛宕の分析に示唆される所が多い。ほかに本稿は、清水泰次の「明太祖の対権豪策—特に張呉の戦犯及び蘇州の豪農について—」^⑭からも教示を得ている。

1. 地主—佃戸制をめぐる若干の資料

洪武3年(1370)に死んだ楊維禎^⑮は、元年(1368)10月に彼の居住していた松江府へ派遣され税糧の徴収事務に当たっていた大司農丞抗仲玉の帰朝を送って、序を書いた。楊維禎はこの序の末尾でとくに次のことばを新たに成立したばかりの明朝国家の官僚たる抗に与えている。

抑もそも、余、仲玉に告ぐる者有り。主上新たに浙地を収め、官・民の田土、夙に成籍(完成した税糧徴収台帳)有り。然れども佃人の租額は、歳ごとに地主の為に増さるる有るも減ぜらるる無く、阡陌は日に荒れ、庄佃は日に貧しくして今に至る。蓋し窮^{まわ}まりて手足を措く所無し。農丞の秩、上大卿に並ぐ。而らば吾が庶土の生を司る者、帰りに主上に覲^{まじ}え、主上呉民の疾苦を問わんに、倘し以て之を言う有らば、三呉の農幸いなり。

明朝国家権力が、たとえ松江府を含む浙西地方、太湖周辺地帯において税糧の徴収権を把握し、台帳に官田、民田の区別を付して土地を登録したとしても、それらの土地を経営・耕作している直接生産者佃人が土地所有者たる地主に納入すべき租の額は、地主の意向によって増される一方であり、その中で土地は荒廃し、佃人は日々窮乏化していくと楊維禎は指摘するのである。国家権力が税糧徴収の確保をはかろうとするとき、この地方では、「地主」—「佃人」の関係がただちに想起されなければならないという事実が、この指摘で示されていると考えられる。しかもその関係は、地主が収租権を行使し、税糧の多寡乃至地主の都合に応じて佃租の多寡を規定する可能性を孕んだ関係である。もちろん、この資料の「地主の為に……云々」という経過から、租税重→佃租重という関係の实在を絶対的なものとして導き出すわけではないが。

一方、この時点において、明朝国家権力の徭役労働徴収の方法にも、地主—佃戸制の明白な反映が見出される。明朝成立期、洪武元年(1368)以来、均工夫役—緊急を要する各種の土木工事のための徭役労働—が、浙西地方を含む直隸十八府州と江西三府において、田一頃につき一人の比率でわりあてられたことはよく知られている。この均工夫役について、明実録・洪武三年七月辛卯には次のような記事がある。

毎歳農隙に、其夫をして京に赴いて役を供せしむ。歳ごとに率ね三十日にして遣帰せしむ。田多くして丁少き者は、佃人を以て夫に充てしめ、其の田の戸(この場合「田戸」とは、前後の関係から該当する田土の所有者即ち地主と考えられる)^⑯より米一石を出して其の費用に資せしむ。佃人に非ずして畝を計りて夫を出す者は〔他人の田土と併せて一頃とし誰か一人を出す場合〕、其の資費は則ち田一畝ごとに米二升五合を出さしめ、百畝にて米二石五斗を出さしむ。

田多くして丁少き者(もの、乃至場合)とは、自己の所有する土地を他の農民—佃人の労働力

によって経営させている地主に他ならない。そもそも田一頃ごとに丁夫一人を出すという基準自体、一頃二百畝がこの地方の標準的農民家族の経営規模をはるかに上まわるものである以上、地主的土地所有者にのみ該当するものであり、朱元璋自身が「役が貧民に及ぶのを恐れ」て決めた基準である^⑧。このような一頃二人の基準自体の中に施行地域における地主的土地所有と地主一佃戸制の広汎な存在が示されている。地主の所有面積がもし、一頃ほどにとどまるならば、田の面積と丁の数とは均衡を保ち、一戸の地主家族の内部からでも役に応じうる。しかし、田多くして丁少き者とは、実は、それ以上の田土二土地を所有する場合をも含む。これらの場合に土地所有者が「佃人」を以て夫に充てることができるという規定は看過しえない意味をもつ。すなわち、この規定は、田多き者二地主と佃戸との間に、土地所有者と小作農民との間に、契約による単なる貸借関係を越えた、日常の場における共同体的規制を媒介にした人格的、身分的關係の存在があったことをうかがわせるのである。「佃人」は地主が代役を命じればそれに従わねばならないという地位にあったのである。国家権力は均工夫役の賦課に際してかゝる性格をもつ地主一佃戸関係を容認し、それに依拠していたとみななければならない。

さらにこの時点では、国家権力の税・役徴収の過程のみならず、それが規定しようとした郷村における礼の制度にも、地主一佃戸關係の明らかな反映がある。朱元璋が天下の「礼義風俗」を正すために発した明実録・洪武五年五月丁卯所載の詔勅にそれが見られる。

郷党にて齒を論ずる(年令による序列を決める)は、古より尚ぶところなり。凡そ平居(日常)の相見揖拜の礼(挨拶)は、幼(年少)者より先ず施せ。歳時の燕会の坐次の例は、長者上に居れ。佃、田主に見ゆるには、齒序を論せず(年令による序列にかかわりなく)、並びに少の長に事うるの例のごとくせん。若し親族に在らば、主、佃に拘わらず、親族の礼を以て之を行え。

郷党の序列の決定に際して、この詔勅はどうしても地主一佃戸の關係を避けてとおることはできなかった。独立した所有と経営を併せもった農民、所謂自作農の場合はこゝでは触れられていない。この場合は所有・非所有の關係外のものとして除外されたのであろう。ともあれ、この詔勅では、日常生活や季節の宴席において一般的に長幼の序が規定される他に、とくにこの主佃の關係が問題になるのである。親族の場合に「親族の礼」が主佃の關係に優先するという宗法的秩序が設定されていることは地主一佃戸の對抗關係を隠蔽するものとしても、決して見のがさるべきではない。が、何よりも年令にかかわりなく「少が長に事える」という形で、とくに差別を設けて地主に対する佃戸の關係が規定されていることに注目しなければならない。こゝには、主僕の分の段階に比べて明らかに佃戸の相対的地位は向上しているとはいえ、地主に対する佃戸の人格的、身分的關係がある^⑨。郷党における礼の秩序は、国家権力が當為として理念的に設定したものであるが、当時の農村の社會關係の一定の現実の反映されたものであることは疑いない。

ところで洪武初年においてこのように厳然として存在する地主一佃戸關係は、それが土地所有者二地主による直接生産者二佃戸からの地代二佃租の搾取關係であるかぎり、必然的に兩者の敵対的關係を内包する。やゝ時期はおくれるが洪武十九年(1386)十二月に完成した御制大誥三

篇・臣民倚法為姦第一は、湖州府における佃戸の地主に対する抗争を記録している。

安吉県民金方は、本県民潘俊二の田、〔一〕畝六分を佃種せるも、兩年の田租を交還する(おさめる)を行なわず。其の潘俊二、金方の家に赴き取討せんとする(とりたてようとする)に、本人(金方)は反りて嗔怪・癡狼するを行い(立腹し、怒気を発し)、潘俊二を將って害民の豪戸と為して鞫縛し(しばりあげ)、本人(潘俊二)の黄牛一隻、猪一口を騙要し(だましとり)、宰して衆人を請して(招いて)飯喫せしむ(ごちそうした)。又虚りて潘俊二に、己に田租を収め並びに曾て牛隻を騙要せずとの文書三紙(通)を勒要し(むり強いし)、然る後、潘俊二を鞫縛して前來せり。

烏程県の民余仁三等二十九名は、本県富民游茂玉の佃戸に係る(である)。游茂玉は、水災にて余仁三等各々食を欠くを見るが為に、自己の糧米を各人に僣借して食用せしむ。其の余仁三等、備辦(調達)して交還せず、却りて游茂玉の取討するを嘔り、困りて頑民百余人と結構し(ぐるになり)、本人の房屋門戸を將って俱に各のおの打ち砕けり。游茂玉は、凶頑なるを見しが為に、他処に潜躲す(かくれた)。余仁三等、游茂玉の家に於いて、原の借米文約を搜出せり。其の糧長関益、亦た其の中に在り、同惡相濟け、原の借本文約を將って名を唱えて各戸に依還せり(わけてかえした)。……〔そのうえ〕却りて游茂玉を豪民と作し、鞫縛して京に赴かしむ。

後の場合、佃戸たちが借米の証書を取りかえし各戸に返還する過程で、佃戸たちの当の相手の富民游茂玉と同じ「富民層」に属すると考えられる糧長関益が佃戸たちの側に加わるることによって事件の性格がやゝ複雑になっている。しかし、この二つの例の基底にあるのは搾取関係であり、生産の担い手である佃戸が佃租の納入・借米の返還を拒否するという形で、土地所有者たる地主に敵対したことが事件の本質的内容である。国家権力はこのような搾取関係に起因する個々の敵対行為を容認しないという態度を大誥三篇において示したのである。なお、後の例は、地主が進んで米を借すというように、佃戸の再生産過程に関与し、「保護」を与えていたことをも示している。

洪武初年の浙西二長江下流、太湖周辺地帯を中心とする江南において、地主―佃戸関係が明らかに存在し、しかも国家権力がこの関係を強く意識し、その政策がこの関係を常に媒介とせざるを得ないほど広範囲に、強固に存在していたことが確認されなければならない。又、この段階で地主の佃戸に対する関係は、単なる土地貸借の枠に限定された一般的、抽象的な人と人との関係を越えた、日常的な接触をもつ人格的な性質を具有していたことも、ほど推定しうるのである。

2. 錢鶴臯の蜂起

朱元璋が皇帝の位に即き、国号を大明とし、年号を洪武と建元したのは、1368年1月であった。^②朱元璋政権は中国を支配する明朝国家権力となった。その前年、呉元年、1367年の秋まで、朱元璋政権は最も強力な敵対勢力であった張士誠政権を、蘇州府(元の平江路、1367年9月までは張士誠政権によって隆平府と改称されていた。)の一城に孤立させ、大軍による包圍攻撃を継続していた。^③この四月、蘇州府に隣接する松江府上海県の民錢鶴臯は朱元璋政権に反抗して武装蜂起を行った。^④朱元璋政権の支配下に入った地域においてそれに反抗する蜂起は、明実録の記載のみに

よっても、乙巳の歳、1365年7月癸酉、湖南省沅陵県の民向弥八の乱をはじめとし、洪武年間を通じて絶えまなく持続している。しかし、長江下流、太湖周辺のデルタ地帯、とくに蘇州・松江・嘉興・湖州の四府についていえば、公然たる大蜂起は、この銭鶴阜の乱以外にはほとんど記録されていない。もちろん明実録がこの蜂起をかなり詳しく叙述するのは、それが、客観的にも、朱元璋軍が孤立した張士誠政権の異常に粘り強い抵抗にあって、包囲が長びいている、まさにその時、背後からこの包囲をおびやかすという重大な影響をもっていたことに一つの理由をもつ。況んや、銭鶴阜が、その旗に元の字を記し、あるいは張士誠の旧部将と結ぶという行動をとったことによって、この蜂起は、朱元璋政権にとっては、一つの偶発的個別的な事件以上の政治的意義をもった。このことも実録の叙述の密度を高めた理由であろう。だが、かかる当面の地理的条件からする軍事的意義、当面の指導者銭鶴阜の行動のもつ政治的意義をこの蜂起がもっていたにしても、蜂起が、銭鶴阜の周囲に農民をはじめとする多数の生産者たちを結集して行なわれたものであったことこそ、朱元璋政権への深刻な打撃であり、実録の叙述を数行にとどまらせなかつた所以であった。

この蜂起が一定の社会的基礎をもっていたことは、銭鶴阜の余党と称されるものが、3年8ヶ月以上ものちになって摘発されていることにも示される。

松江の盜銭鶴阜の余党を宥す。初め鶴阜乱を作し、誅に伏す。其の余党、株連已まず。是に至りて復た遺えて百五十四人に至る。法、皆死に当たる。上曰く、賊首既に誅す。此の〔ごとき〕脅従者は俱に其の死を貸し、蘭州に謫戍せよ。(明実録・洪武三年十二月戊午)

そして蜂起とその弾圧をめぐる軍事的衝突は、この地方の農民の生産と生活にも打撃を与えた。蜂起直後の松江府の状況はこうである。

淞の兩邑、華亭・上海、歳ごとに亦た〔税糧〕一百五十余万〔石〕なり。張氏来りて自ら、兵賦繁く興り、民力單たり。重ねて銭氏の禍に罹り、群崩凋喪し〔もろもろの芽生えがしばみおとろえ〕、流走する者、十の六七なり。(楊維禎・東維子文集卷三・送華亭主簿張侯明善序)

しばらく、同時期資料である明実録・呉元年四月丙午朔一A、及び陶宗儀一B、陸居仁一C、楊維禎一D、の三人の文を中心に蜂起の経過と内容を追おう。

丙午の歳、1366年8月、朱元璋政権は、蘇州、松江、湖州、嘉興、杭州などの両浙地方に対して、すなわち両淮の支配地域を失なった張士誠政権の一方の、しかし中心的な基盤に対して総攻撃をかけた。同年末迄に、朱元璋軍は湖州、杭州、紹興、嘉興を次々に占領、蘇州府も府城のみを残し、呉江、大倉、崑山、崇明、嘉定の各城を占領した。やがて呉元年、1367年に入ると、張の松江府守臣王立中も府城を明け渡して朱軍に降伏する。まもなく、常遇春とともに攻撃軍の総司令官であった大將軍徐達は、占領した「各府」に命じて、民の土地所有額を調査し、その額に応じて京師応天府の城郭を葺くために芻(かわら)を徴発させようとした。(A、B) 三月庚子、松江府には、この城芻九千万を調達して南京に送ることが命じられた。知府荀玉珍は、その命令を府下の華亭、上海二県に下し、割当分を二県の「民」から一律に徴収しようとした。「民」は

みな嘆きうらんで「資を罄くし業を罷むるも精力の能くせざる所なり、如し什一、令に慢るれば、速率將に必せん(ただちに罪せらるること必定)」といった。そして、「父子老弱、脛を係げ、手を束ねて、路に相及ぐ」といった状態であった。(B) 新しい支配政権の軍令による大量の物資徴発に対する不満が鬱積していたのである。銭鶴阜は、このような民衆の声を背景にして蜂起を呼びかけた。銭鶴阜自身にとっても、蜂起は「今日の事、已むを獲ざるのみ」(D)と考えられていた。

是に于いて銭鶴阜、機に乗じて難を海徼に発し(乱を海辺におこし)、元を尊び爵を仮り、浮辞を扇り、衆聴を盪惑し、号を建てて一呼すれば、燿至鑪起せり(飛ぶ火のように蜂起がまきおこった。原文では燿至は燿止であるが筆者が意を以て訂正した。)(B)

海濱豪民銭鶴阜、愆にして、貨を竭くすも〔辦ずる〕能わず、勢必らず期に後れんと、軽ろがろしく度りて、乃ち曰く、其の供して死せんよりは、寧ろ闘いて以て死せんと。是に于いて〔以下四字不明〕怒り、郷之罷農を鳥合し、綬組(すきくわ)を持して松〔江府城〕に入り、〔以下五字不明〕新守荀玉珍を殺さしむ。(C)

大姓銭なる者、鳥合して起ち、竿を翦って槩にし、脱を掲げて旆にし、鬪を斬り松城に入り、首めに長吏を殺す。(D)

鶴阜令を奉ぜず、乱を倡えんと欲し、因りて衆に号して曰く、吾等、力辦ずる能わず、城完らざれば即ち死を免れず、鬪んぞ若かん、生路を求めて以て富貴を取らんには。衆皆之に従う。遂に張士誠の故元帥府副使韓復春、施仁済と結び、衆を聚むること三万余人に至る。(A)

これら同時期資料の叙述は各々出入があるが、蜂起の主体勢力について次の点を読みとることは可能であろう。

蜂起を呼びかけた銭鶴阜は、「大姓、豪民」とよばれる土豪的階層に属していた。

蜂起に参加した民衆は、まず第一に「郷之罷農」、すなわち郷村の困極勞弊の農民・疲れたる農民といわれる貧窮の農民であった。

民衆は、第二に、「父子老弱云々」(A)というごとき郷村ぐるみの不安を基礎にした多数、すなわち、「衆」であり、三万余人にも達した。

民衆は、さらに、第一、二からして当然のことであるが、「竿を翦って槩にし、脱を掲げて旆にし」、「綬組(すきくわ)」を武器にする生粋の直接生産者農民であった。Aの続く叙述によれば、徐達が弾圧に派遣した葛俊は、銭鶴阜の子「遵義の率いる所の敵の衆は皆農器を操るを望見す」と述べている。

第四に、銭鶴阜の蜂起の呼びかけに対する民衆の参加は「号を建て一呼すれば、燿至蜂起す」といわれるように切迫した要求の下に強い内発性をもっていた。

なお、蜂起の主体勢力について注目すべきは、松江府下の塩の生産者たちもこれに呼応したことである。「各塩場、俱に令丞を殺して以て銭に応ず」(C)、「塩司の官を羅捕す」(B)、「袁〔浦場〕〔塩場の名〕の部令李肅、管勾袁普、械せられて銭軍に至る」(B)等々と記録されている。

銭鶴阜に率いられた蜂起軍には、同じ松江府に属するもう一つの県、華亭の民衆も、「華亭の

人、乱に従う」(A) というように、呼応した。農民の蜂起は、塩の生産者をも含んで朱元璋政権に対する一大反抗斗争に発展しようとしていたのである。ところで、蜂起の契機になった「甌」「傳」(かわら)の徴発は、「各府」、すなわち朱元璋軍に占領された湖州府、嘉興府、附郭の長洲・呉の両県を除く蘇州府下の各県、杭州、紹興等の府にわたる周辺の地域にも命じられている。従って、蜂起の影響はこれらの地域にも及ぶ可能性をもっていた。今、これらの地方で、銭に応じた民衆の主体的な蜂起を示す資料はない。しかし松江府の蜂起軍が、共通の条件をもつこれらの地域に進出していったことは明らかである。蘇州府嘉定州(後、県になる)では、「上海民銭鶴臯、乱を作し、城に入りて之に拠る」、嘉興府では、「松寇銭鶴臯来りて城を襲う」、と記録されており、湖州府でも、「銭鶴臯反す、嘉興声揺す、〔同府下〕徳清〔県〕の民、皆逃散す」というごとく、その影響は大きかった。

甌の徴発に反対する農民を中心とする民衆を結集したこの蜂起軍は、直接の徴発機関たる朱元璋政権の地方官僚を殺害、逮捕し、地方官庁を占領した。すなわち、蜂起軍は、松江府治を占拠し、官印を奪い、知府荀玉珍を殺害した。(A・B) 又、華亭知県馮榮、上海知県祝挺を逮捕した。(A~D) 指導者銭鶴臯は、この上に立って、自己の率いる蜂起軍の権力機構を樹立しようとした。鶴臯は自ら行省左丞(元の江浙行省左丞の意か)と称し、旗に元の字を記し、瓦を刻んで印をつくり、官僚を置いた。姚大章を統兵元帥に、張思廉を参謀に、施仁濟・谷子盛を枢密院判に任命した。(A) つづいて銭鶴臯は、その子遵義に小舟数十を率いて蘇州に走らせ、張士誠に帰属して救援を求めようとした。(A) 又蘇州府崑山県蕭聖の「豪俊」であり、元の万戸府の官であった張漢傑・伯庸父子にも援助を乞うた。この時、銭鶴臯は、朱元璋政権に敵対するあらゆる勢力と結んで、松江府に樹立した蜂起軍の権力機構を維持しようとしたのである。

朱元璋政権は、この段階で、蜂起軍の弾圧を開始した。先にもふれたように、大將軍徐達は、驍騎衛指揮葛俊を派遣して、蜂起軍を攻撃させた。「農器」のみをもつ蜂起軍に対して、葛俊の率いる朱元璋軍は火器で攻撃をかけ、その威力で蜂起軍を圧倒し、華亭県治をも内に抱えた松江府城に進んでこれを攻略し、鶴臯を逮捕した。鶴臯は徐達の下に檻送され、斬殺された。(A, B, C)

このように、明実録及びその他の同時期資料のうちB, Cの二点、さらに16世紀正徳年間に刊行された松江府志・巻32・遺事は、農民を主体とする蜂起軍が、なすところなく潰滅したことを強調している。しかし、広汎な松江府下の民衆の蜂起に恐怖した朱元璋政権の軍隊が、軍事的勝利後も、華亭・上海二県の民衆の大量殺戮(屠其城、屠邑)を行おうとさえした(A, D)ことは記憶されねばならない。華亭県においては知県馮榮の、上海県においては知県祝挺の請によって、その事は中止された(A)ものの、銭鶴臯の蜂起が、松江府下の農民の共通の要求にもとづいて広汎な支持を得、朱元璋政権をおびやかしたことは否定できぬ事実である。なお、蘇州府嘉定州でも同じ事が計画され、知州張率の請によって、嘉興府でも同様に「屠城」が計画され、知府呂文燧の請によって、それぞれ中止されたと伝えられて、周辺部の各府での蜂起の影響の深さ

を示唆している。

Dは、上海県では知府祝挺の奔走によって、「毛草も動かず」、すなわち一人の死者も出なかったが、隣邑（華亭）では「誑誤を以て死する者相枕籍す」と述べる。しかし同時期資料の一つである東維子文集・巻2・送馮侯之新昌州尹序で、Dの作者と同じ楊維楨は、馮榮の努力によって、「幾百数」が死を免れたと述べ、正徳華亭県志・巻13・宦蹟・馮榮も、馮榮によって「数万口が死を脱れた」という。Aが両県の安泰をいうことからしても、祝、馮をたたえるそれぞれの立場からなされた叙述上の強調点のもたらした相違であろうが、一方で、B、Cは華亭県で一定の虐殺が行なわれたことをたしかに示唆している。いずれにせよ、屠城、屠邑の記事の意義は上記本文に述べたところに尽きる。

さらに蜂起の弾圧について重要なことは、それが戦闘に熟練した朱元璋政権の正規軍によってのみ行なわれたのではないことである。もともと銭鶴阜は、富裕な商人でもあった華亭県下の父老何潤の懇請によって、知県馮榮の死刑をやめ、(C) 上海知府祝挺を逮捕しながら、鶴阜の部下が挺の気力に屈したことによって、挺の引見すらもできないでいた。(D) 祝挺は、鶴阜のかかる弱点をついた。彼は囚われた場所からひそかに人を遣わして、「諸の巨姓・里中の長老」に、「逆順禍福、天に非るなり、人自ら取るなり、我に従いて賊を擒にし県を復する者有らば、吾れ汝の功を上げせん」と命令を告げた。(A, D) 命令が至るや、「巨室之有識者」(D)「其の民願正福等」(A)は、みな武器をひそかに準備し、大船を着岸させて、救出した祝挺を「黄竜の東」(A)「黄浦」(D)に渡河させた。彼は主簿の李從吉等と会し、「義旗」を立て、「民兵」を集めた。民は皆之に従い、指を嚙み血で効順を誓った。祝挺は遂に其の衆を率いて上海県治を復し、姚大章を斬殺した。(A, D) 銭鶴阜に率いられた蜂起軍は、かくして、自己の権力機構を樹立した直後に、朱元璋政権の正規軍によってだけでなく、朱元璋政権の官僚の指示に従った「巨姓・里中の長」「巨室」の組織する反蜂起側の「民兵」の手によっても弾圧・潰滅されたのである。ちなみに、蘇州府崑山県の「豪俊」張漢傑・伯庸父子も、銭鶴阜の相呼応しようという要請を断わり、銭の使に、銭は叛賊であると述べている。(註⑩の記事による)

なお、祝挺が上海県治を蜂起軍の手から回復したのは4月5日、蜂起開始後5日目である(D)。施仁濟らは、このとき既に脱走しており、その党五千余人を率いて嘉興府に突入し、倉庫貯蔵の兵糧と武器を奪って逃げたが追撃され逮捕された。(A)

ところで、これまで用いてきた、陶宗儀—B、陸居仁—C、楊維楨—Dの記事は、まぎれもない同時期の、しかも同地方の記録である。そして、陶、陸、楊に共通した在野の読書人的立場からして、朱元璋政権の側に必らずしも密着して書かれたものでないことも明らかである。しかし、これらは、また、蜂起した民衆の立場に立つものでないことはもちろん、それを指導した豪民銭鶴阜の立場に立つものでもなく、むしろこれらに否定的な観点をもっている。明実録—Aも、当然、勝利者朱元璋政権の立場に立つ。これらに対して、後代のものではあるが、清の毛祥麟の墨余録巻四所載の「銭鶴阜」—Eは、銭を叛賊としては扱っていない。又民国の韓国鈞編する呉王張士誠載記の「銭鶴阜」伝—Fは、載記自身が張士誠を寇賊と比する立場に明確に反対し「呉張を

列国之主と為す」立場に立っており、従ってそれと結ぼうとした錢も張と同じ扱いを受けている。墨余録と載記は、いずれもその出典を明示していないが、民間に伝承された記録として見ずぐすことはできないし、錢らの蜂起の性格を明らかにする上での示唆を含んでいる。抄録しよう。

E. 錢鶴阜は故呉越王鏐の後なり。累世富厚、祖文、父大倫、皆慷慨施を好む。鶴阜、性豪邁、知名の士を尊礼し、広く海内の使客と結び、人の跽を援け、千金を慚まず、人、豪傑を以て之を目す。世よ、邑（上海県城）の西南三十余里の王湖橋に居る。華亭の全・賈二生と契友たり。……二生曰く……君の如きは、義を好み、名遠近に聞え、能く財を散じ衆を聚む。仮りに元祚を扶け、天下に号令し、先業を復して非常に建つるは此時に在る矣。錢、其言に惑い、遂に士誠の故將韓復春・施仁濟等と結び、流亡を招集し、万余人を得たり。至正丁酉(1357)秋、士誠元に降り、太尉を授けられ、府を平江に開き、鶴阜を保して行省右丞と為す。明呉元年(1367)、大將軍徐達、兵を引いて東に下る。松江知府王立中降る。達、荀玉珍に命じて松郡を守らしめ、各属に檄して民の田を驗し、輒九千万を徴し、城を聳かしめんとす。一郡擾動す。錢、民心変を思うに乘じ、幟を堅て起義す。全・賈二生を以て參議と為し、姚大章を統兵元帥と為し、上海に抛り、自ら兵を以て府城を攻む。羅德甫を以て先鋒と為す。德甫は錢の佃戸に係る。膽力有り。七戦七捷す。玉珍城を棄てて走る。追いて之を殺す。遂に府城に抛る。華亭知縣馮榮を囚ふ。別に朔韓世徳を遣わして嘉定に入らしめ、知州張牽を執う。又子遊義をして小舟数十を率い、蘇州に走らしめて士誠と合せんと欲す。……〔戦鬪に敗北した後〕鶴阜、縛を受け、京師に檻送さる。刑に臨み、白血噴注す。明祖之を異とし、厲と為ることを恐れ、因って天下に令して壇を設け、鶴阜等の無祀の鬼魂を祭らしむ。

F. 錢鶴阜、上海の人。朱呉の將徐達、初め松江を下し、府に檄して土田を驗し磚を徴して城を聳かしめんとす。鶴阜命を奉ぜず。遂に産を破って兵を募り、呉王の故吏韓復春・施仁濟等と結合し、衆を聚むること三万余人に至り、呉王の爲めに声援す。巨姓柳湖の謝と号する者、亦た焉に与る。華亭に全・賈二生有り、慷慨奇を好み、幕に入りて謀に参ず。既に義を挙げ、松江を陥れ、嘉定を破る。鶴阜自自行省左丞と稱し、官属を署す。

これら二つの資料は、こゝに省略した部分も含めて、蜂起の直接的な契機と蜂起以後の事態の進展に関する限り、先掲の四つの同時期資料と一致している。この二つの資料(E, F)が、とくに強調しているのは、錢鶴阜の土豪・富^植民的性格であろう。

E, Fに先立って、すでに明代16世紀正徳年間に刊行された顧清の松江府志・卷32・遺事でも「鶴阜、士を愛し賓客を喜ぶ。名勝には多く之を従えて遊ぶ」と述べられている。代々、上海城外の郷村に居を設け、富を蓄積し、これを背景に知名の士や俠客と交際をもち、人の困苦を援けるというあり方は、それと一致する。彼の富の蓄積が何を内容としていたかは、E, Fでは述べられてはいないが、3で述べるごとく、すぐのち、朱元璋政権によって、土地所有額に比例する税糧額を基準にしてこの浙西地方の「富民巨室」の序列が決められていたように、地主的土地所有にもとづくものであることは想像に難くない。このことは、錢の佃戸羅德甫が、蜂起の先陣を務めたといわれることからしても、想定していいのではないか。そして、蜂起に参加したとされる巨姓としての柳湖の謝氏も、同じく土豪・富民的存在であつたろう。新たな権力者朱元璋政権の軍事力の強制を背景とした「田を驗し」での「鬻」「輒」の徴発は、地主的土地所有者たるかれら土豪・富民にとって多大の出費をとまなうものであつたし、佃租額が地主によって増減されう

るという当時の地主—佃戸関係に照らせば、かゝる地主の出費増は佃戸からの搾取量の増加に帰結する可能性をもつ。さらに、地主—佃戸間に、敵対的關係が核として内包されながらその反面としての人格的身分的つながりが存在していたことは、1. にも述べた。とすれば、在地の土豪・富民層が、佃戸とともに徴発に反対することには、十分な根拠があり、この行動は、同時に、佃戸のみならず小土地所有の自作、自小作農民をも含む在地の全ての直接生産者農民の利害と一致すべき性格をもっていた。清代以降のものであるE、Fの二資料は、錢鶴阜の土豪・富民的性格を強調することによって、われわれに、錢鶴阜の蜂起の社会的基礎をこのように示唆する。B、D二つの同時期資料が錢を大姓、豪民と呼んでいることを想起すれば、こゝに示唆されたところは、現実の關係そのものだとすることができるのではないか。

たしかに、Eでは、「財を散じ衆を聚む」といふ、「流亡を招集し万余人を得たり」という。又Fでは「産を破って兵を募る」という。これらは、錢の蜂起軍が日常の生産關係、生産をめぐる共同体的關係とは無縁な、報酬を目当てに集まった傭兵軍であったことを意味するごとくである。しかし、全ての資料が一致する蜂起の直接的契機は、土地所有を基準とする物資徴発であり、A～Dの同時期資料から帰納される蜂起の主体勢力は農民を中心とする生産者であり、同じE資料でも佃戸の参加にふれていることからすれば、「招集された流亡」「産のわけ前に預った応募の兵」は、土豪・富民と生産を媒介としてふれあった生産者たちの外縁に位置づけらるべき存在であったと考えられる。そして「流亡」も「兵」も、何らかの形で農村とのつながりを断ち切ってはいなかったであろう。

呉元年、1367年、浙西地方の激動する政治情勢の中にあつては、在地の土豪・富民層にとって、土豪・富民的存在形態、佃戸をはじめとする周辺の直接生産者農民を、生産關係においても、社會關係において自己完結的に支配するものとしての存在形態が、そのまゝ容認されるような権力機構を自らの手で地方に樹立する可能性が提示されていたのではないか。この道が土豪・富民層の富を維持していく唯一の方法だと考えられるに至っていたのではないか。一部の土豪・富民層にとっては、この可能性は、本質的に階級的敵對の關係をもつ直接生産者農民たちとも多量の物資調達への不満・反対という点で利害が一致し、そのエネルギーを結集吸収しうる情勢ができたとき、にわかに現実性に転化すると見えた。

在地の土豪・富民層にとってもう一つの道は、中国の全土を掌握するような集権的権力機構に結集する道である。この場合、上の意味での土豪・富民的存在形態がそのまゝ容認され、貫徹されていくことは不可能であるが、この場合においても、地主的土地所有・富の維持は、一定の制限—たとえばこの場合變の徴発に応じるといふ負担を認める如き—の下に保障される。この道は、単なる「寄生地主」の道であるというよりは、中国封建社會において、生産と結びついた在地地主の内在的要求を反映した一つの道ではなかつたか。

錢鶴阜のとつた道は前者であり、それは結果として、当時の政治情勢の中では張士誠政權と結びつくものであつたと思われる。張呉国と錢鶴阜との結合は、張呉国の大土地所有容認政策、自由經濟政策に、錢らの土豪・富民層が同調したと必らずしも直線的に考えるべきではない。

たとえば、楊維禎は、その復呉王書において、朱元璋政権の張士誠政権に及ばぬ点をあげるに際しても、決して張の土地所有からする収奪が朱よりも軽いとは指摘していない。むしろ逆に、張が朱に及ばぬ点として、「民を動かし以て邦本を揺がせ一大規模の徭役労働の徵発一、吏術を用いて以て田租を括し一税糧の根こそぎ徵発一、国廩を出納するに上書せず一財政の放漫な管理一」等の点を上げている。又、楊維禎は、別に、「張氏来りて自り、兵賦繁げく興り、民力^{おとろえ}単たり」と指摘している。(松江府下の多数の民衆、とくに農民が蜂起した背景には、この張士誠政権以来の収奪の蓄積があった。) 銭ら一方の土豪・富民層は、彼らからも収奪をほしいまゝにしてきた張士誠政権への本来的従属ではなく、自己の土豪・富民的存在形態をそのまま容認・貫徹せしめるような権力機構の樹立を意図していたように思われる。張の故官を登用し、張との結合をはかったのは、かゝる意図を、当時の情勢の中に実現していくために余儀なくされた手段であった。それは客観的に張士誠政権への「声援」となった。

上海知県の祝挺によって、蜂起弾圧のために組織された顧正福らの「巨姓、里中に長たる者」や、崑山県の「豪俊」張漢傑父子などの道は後者であった。彼らが祝挺の命令に応じた背景には、すでに朱元璋政権による集権的権力機構確立への洞察があったであろう。

3. 集権的権力機構と土豪・富民層

呉元年(1367)九月、徐達の率いる朱元璋軍は蘇州城を占領し、張士誠を逮捕した。張士誠政権は崩壊した。この時、「其の官属平章李行素・徐義……等・所部将校・杭、湖、嘉興、松江等府の官吏家族及び外郡流寓の人凡そ二十余万並びに元の宗室神保大王・黒漢等」が逮捕され、応天府へ送られた。清水泰次は、かゝる「官属・官吏・外郡流寓者」の中に「田土を多く占有して豪族的性格を多分に帯びているものもあった」ことを推定している。愛宕松男も、こゝにいう「外郡流寓の人」が、「朱呉国の蚕食に当って難を蘇州に避けて集まった両浙・三呉の富人等であろう」と考えている。ほど確かな推定であろう。しかし、この時捕虜として連行された蘇州籠城の「豪族・富人」的存在の他にも、こゝに上げられた各府下の、及び地元蘇州府下の郷村には、在地との諸関係を断ち切って籠城することを敢えてしなかった土豪・富人が残存していたことも、銭の例からして確かである。張士誠の権力を打倒して、浙西地方、太湖周辺長江下流のデルタ地帯を自己の支配下に入れた朱元璋政権の農民支配は、地主的土地所有を基礎に周辺の直接生産者農民との一定の結合を保持した土豪・富人層の存在をぬきにはありえなかったであろう。

翌洪武元年(1368)正月、皇帝位についた直後の朱元璋が、周鑄等164人を、占領してまもない浙西地方に派遣し、「田畝を覈実し其の賦税を定めさせた」のは、「征歛中を失なう」、すなわち過度の税糧徴収によって「百姓を咨怨させる」ことがないようにするためであったと、詔勅にはいう。土地所有額の調査と税糧徴収額の設定、これにもとづく「官民田土」の「籍」の完成、すなわち土地所有額・税糧徴収額の登録の完成も、しかし、野にある士人楊維禎の観察によれば

「呉民の疾苦」を本質的に救うものではなかったこと、前述のとおりである。当時の地主一佃戸制によって行なわれていた地主優位下の佃租の搾取もたらす佃戸の窮乏化が解決されることこそ「三呉の農の幸い」であった。生産関係であり社会関係である地主一佃戸制は、厳然として存在している。土豪・富人の存在の物質的基礎はこゝにあったと考えられる。

洪武元年十月、「富人の謀反」を朝廷に告げた民があった^④。調査の結果事実でないことが判明した。しかし、三年二月、全国のなかでとくに浙西地方における富民の優勢が報告されていることをあわせ考えれば、その噂がこの地方における謀反をめぐるのものである可能性も多分にある。現に松江府で銭鶴阜の余党154人が逮捕されたのはこの年十二月であった^⑤。さらに、こういうこともあった。すなわち、前年、洪武二年二月壬辰の明実録の記事である。元の福建行省郎中で、乱を松江府の上海に避けつつ母を養い、張士誠の辟召にも応ぜず、朱元璋のそれをも拒んでいた泰裕伯をぜがひでも登用しようとして、洪武元年、朱元璋は、手づから一種の脅迫を含んだ書簡を与えた。「海浜之民(松江地方の民)、闘いを好む。裕伯、智謀之士にして此の地に居る。苟りそめにも堅く守って起たざれば、恐らく後悔有らん」と。泰裕伯はやむをえず入朝する。こゝには、朱元璋の警戒しているものが、かって銭鶴阜の蜂起において集中的に表現された土豪勢力であったことがよく示されているではないか。

張士誠政権を打倒した朱元璋政権が、中国全土の集権的権力機構となったこの時期における、土豪・富民の存在形態の典型は、御製大誥三篇・王子信害民第二十五に示された王子信の例であらう。

嗚呼、民頑にして化し難し。富者其の富を保つ能わず。惟うに松江府王子信は頑惡最爲り。本人田地広く有し、佃戸極めて多し。若し一年に分受せる私租を將って、本分に自用すれば(自分自身の用に充てれば)、其の人口を計るに、豊衣美食して、十年用い尽す能わず。洪武四年、戸を験して糧長に点充す。事を爲して死刑を免れ、西河州に発して軍に充てしむ。衛に至るに、就ちに本衛に於いて官吏と交結し、後詐計すること多端、私かに逃れて家に還る。又官吏と交結するを行い、軍身爲りと称し、常に佃戸四五十名を率い、軍容もて粧扮(扮装)し、郷民を擾害し、良善を欺圧せり。事覺われ、朝廷人を遣わして王子信を勾促せんとするに、本人却りて錢物を將って、累次拿促の人を買求し、多端破調し、急に京に至らず……其の詭詐一に非ず。十九年(洪武)六月初五日、拿獲して官に到らしめ、本貫に於いて梟(はりつけ)し、家産を官に入れ、田産を籍没し、人口を流移せしむ。嗚呼、此くの如き富豪、巨富を以て之を論ずれば、王子信は上の上に非ずとも、必らず上の中にして、上の下には居らず。今為さざる所なく、頑にして教を聴かず、執迷化せず、身亡び家破る、已りて後已む。嗚呼、富者之を戒めよ。

この王子信の場合、「事を爲した」というのは、あるいは朱元璋政権に対する謀反を企てたことをいうのかもしれない。しかし彼の脱走後の行動は、政治情勢の推移にも規定されて、もはや在地の直接生産者農民の要求をも担い、そのエネルギーを吸収して一県一府の単位で蜂起を組織するような規模をもつものではない。ただ、地主として広大な土地を所有し、多数の佃戸と関係をもっていたという事実は、土豪・富民層の経済的基礎の強固さを示すものとして注目すべきであり、又その佃戸四、五十名を率いることができた点には、土豪・富民的地主と佃戸との間に生産

関係にもとづく身分的・人格的關係が存在している可能性が暗示されている。

集権の権力機構確立期において、土豪・富人層の存在から派生するこのような事態に直面して、朱元璋政権はどのような政策をもって対処しようとしたか。朱元璋政権は、たとえば、地主による一方的な収租額の増加というごとき、地主一佃戸制という生産関係そのものに内在する矛盾については、もちろん手をふれることができなかった。

朱元璋政権の政策の一つは、王士信の例のように、土豪・富民の為事二犯罪行為に対して、逮捕投獄・流刑・処刑・土地所有等の財産の没収などの、厳しい強力による弾圧を行なうことであった。とくに土地所有の没収は、土豪・富民の経済的基礎を致命的に粉砕する有効な方法であり、15世紀前半、松江府の人杜宗桓の「上巡撫侍郎周忱書」にも、この没収が蘇松地方の税糧徴収額の高い一つの原因であると指摘した有名な一節がある。

国初土豪の田租を籍没す。張氏の為めの義兵によって籍没せらるる者有り、民を虐げ罪を得るに因って籍没せらるる者有り。

この過程で土豪・富民による地主的土地所有は個々のに廃絶され、その土地は、特殊な税糧徴収率をもつ官田として登録しなおされた^④。このような場合、土豪・富民の佃戸は、官田税糧の搾取を媒介として、国家と直接封建的な生産関係を結ぶ農民となったのである^⑤。

しかしながら、かかる弾圧政策は、その規模の大小・主観的意図の有無にかかわらず実質的に土豪・富民の自立を志向する個々の動きに対して向けられたものであった。朱元璋政権の土豪・富民層に対する政策の基調は、それを集権の権力機構に包摂し、その維持のために積極的に利用することにあつた。生産の場である郷村においては、かかる土豪・富民層は集権の権力機構維持のための唯一の基礎であった。朱元璋政権の政策のそのような政策の基調をもっとも端的に表明しているのは、洪武3年2月庚午付の実録に記された朱元璋自身の発言である。朱元璋は、これに先立って、天下の「富民巨室」の分布状況を戸部に質問し、「田税之多寡を以て之を較ぶるに、惟だ浙西は富民巨室多し」との回答を得た。

戸部の回答には、浙西の実例として蘇州府の例があげられている。すなわち「蘇州一府を以て之を計るに、民の歳ごとに糧を輸すること一百石以上四百石に至る者四百九十戸、五百石より千石に至る者五十六戸、千石より二千石に至る者六戸、二千石より三千八百石に至る者二戸、計五百五十四戸、歳ごとに糧を輸すること十五万一千八百八十四石なり。」

彼は、「富民には豪強多し、故元の時、此の輩、小民を欺凌し、郷曲に武断し、人其の害を受く。宜しく其を召して来らしめよ。朕勉めて之に諭せん」と述べ、富民を召集させた。2月庚午の日、入朝した「諸郡の富民」に対して朱元璋はこういう。

汝等田里に居り、安んじて富税を享くる者なり。汝之を知る乎。古人言う有り。民の生くるや欲有り。主無ければ則ち乱る。天下をして一日主無からしむれば則ち強、弱を凌ぎ、衆、寡を暴い、富者自ずから安んずるを得ず、貧者自ずから存する能わざる矣。今朕、爾が主と為り、法を立て制を定め、富者をして以て其の富を保つを得、貧者をして以て其の生を全うするを得しめん。爾等當に分に循い法を守らば則ち能く身を保つ矣。弱を凌ぐ毋れ、寡を呑む毋れ、小を虐ぐる毋れ、老を欺く毋れ。父兄に孝敬し、親族に和睦し、貧

乏に周^まねく給し、郷里に遜^た順なれ。此くの如くすれば則ち良民^た爲らん。若し昔の爲す所^たに效^たえば、良民に非^たる矣。

この発言の特徴は、富者と貧者の一定の分化の正当性、従って富者の存在の正当性をはっきり認めていることであろう。その上で、天下の主、すなわち集権的権力機構の存在こそが、富者と貧者との関係の固定と永続すなわち富者の階級的利益を保障するものであること、そのためには同時に、富者の側で郷村の血縁的・地縁的社会関係の中で「分に循い法を守る」、すなわち集権的権力機構の統制に従って一定の自己規制をしなければならないことを強調しているのである。このような発言は、あくまで集中的権力機構としての朱元璋政権の主観的意図であり、理念であるが、発言自体が調査による事実をふまえていることからわかるように、政権が基礎を置くべき当時の現実を反映した意図なり理念なのである。

以後、このような基調の下に、次々と、政策が実施されていく。洪武3年、百家を一図とし、「丁力田糧の上に近き者」あるいは「田多き者」を里長に充てて、「小黄冊図の法」を施行^⑧。4年9月丁丑、「良民を以て良民を治めしむる」という方針の下、「田土多き者を糧長」に任命するという糧長制を施行^⑨。8年10月丁亥朔、「恒産有る者は恒心有り」の観点に立ち、「今郡県富民には、素行端潔、時務に通達する者多し」という認識にもとづいて、「民租の上なる者」(二多額税糧納入者)の名簿作成とその「素行」の調査を実施^⑩。8年12月癸巳、犯罪における糧長優遇例の設定^⑪。14年正月丙辰、「一百一十戸を以て里と爲し、一里之内、丁粮多き者十人を推して之が長爲らしめ」て、全国に里甲制を実施^⑫。14年2月丁巳朔、糧長を慰勞^⑬。19年8月辛卯、直隸応天諸府州県富民の子弟の官吏への登用。30年4月癸巳、官吏登用に値する者として、「浙江等九布政司・直隸応天〔等〕十八府州の田七頃に贏る者4241戸」の「富民」の名を登録^⑭。

さらに、この政策からも推察されるように、地主一佃戸制については、朱元璋政権の方から、むしろその真の維持のための条件が打ち出された。たとえば、洪武3年6月に行なわれた「蘇、松、嘉、湖、杭五郡の民の田産無き者」の淮西臨濠への徙民である^⑮。これは、未墾地の多い臨濠を開拓し、同時に「己が業」をもつ自作農民を創設する目的をかかげて行なわれた。朱元璋政権にこの政策をとらせたのは、同時に、直接生産者たる貧農・佃戸層の力であったことはすでに田中正俊・佐伯有一によって推定されている^⑯。まさしく、この徙民は、洪武年間に、山西から中原地方へ、江西から湖広へという方向をも含めてしばしば行なわれた他のすべての場合と同様、「地狭く民衆く、細民田の以て耕する無く、往々末利を負う」という出発地域の状況にもとづいてなされたものである。だが、その故にこそ、この徙民は、ちょうど浙西地方にあらわれていた「個人租額、地主によって増さるるあるも減ざる無し」というような地主一佃戸制そのものの存在を危くする状況を打開しようとする性格をもつものであることが注目されねばならない。すなわち佃農の一層の貧窮化を防止し、再生産の条件を回復させ、より確実な佃租搾取と税糧収奪に道を開くという性質をもっていたのである。又、御製大誥正篇・妄告水災第六十三、同三篇・

陸和仲胡党第八などにおいて、朱元璋政権の意図した賑災の対象が、まさに「佃戸」であったことは注目すべきである。

初め朕、水災急なるを聞き、人をして踏^しべしむ。意は佃戸を賑濟し、有産之家は給するを罷むるに似たり。(正編・鎮江府丹徒県についていう。)

災民の賑に来るを待つに、久しうして至らず、有司に行下して催併せしむ。其の催併の詞は、戸部に命じて有司に謂わしめて曰く、有産之家は賑せず、無産之家・佃戸人等を領いて京に赴き来らしめよ、と。(三編・蘇州府吳江県についていう)

この賑災では、有産之家＝土地所有者・地主は対象から除外されているが、それは国家権力による地主一佃戸制の保護を決して否認するものではなく、むしろ、佃戸の再生産条件の確保という形で地主一佃戸制の維持がもくろまれているのである。

このように、地主としての土豪・富民層の存在そのものを認めた上で、彼らを集権的権力機構の中に包摂する一連の政策が、きわめて特徴的に実施されていった。

ところで、この間、朱元璋は、15年11月、とくに「兩浙江西の民」の中に「近来多く争訟を好み、法度に遵わず、田有って租を輸せず、丁有って役に応ぜず、其の身に〔罪を〕累^おぼして以て有司に及ぶ」傾向があることを指摘し、「田賦力役、出して以て上に供する」という民としての分を守ることをとくに命じている^⑧。又、20年2月には、「兩浙の富民が徭役を畏避せんとして、往々田産を以て親隣・佃僕に詭託する」ため、「富者愈よ富み、貧者愈よ貧なる」傾向が現われ、朱元璋が、この傾向を取り除くために、魚鱗図冊一図面入り土地台帳を作成させたことが記録されている^⑨。これらの現象は、明らかに、土豪・富民層を集権的権力機構へ包摂しようとする朱元璋政権の政策の理念と、土豪・富民層の現実の行動との矛盾である。15世紀前半期20年代の浙西地方、太湖周辺地帯においては、この矛盾はますます激化しさえする^⑩。このような矛盾の激化は、一般的には、集権的権力機構への包摂の盾の反面として、在地地主としての土豪・富民層に課せられた徭役労働諸負担の過重の結果とみられる。しかしそうだとすると、彼らを包摂しようとする集権的権力機構に、税・役忌避という形で対抗する一部土豪・富民層の行動が、本稿で検討したような朱元璋政権成立直前・直後の時期における地主一佃戸制や土豪富民層の存在形態の特質に深くかかわっていることを見失ってはならないのではないか。当時の地主一佃戸制は生産関係を基盤に郷村、在地の社会関係と密接に結びついており、土豪・富民層は、独自の権力機構設立を志向させたような強力な自立性をもっていた。この点に14世紀後半明初段階における封建的生産関係、社会関係の一つの特徴がいちおう見出せるのではないか。このような特徴は、元代の江南における地主制のその継続であるとともに、14世紀前半にまきおこった大農民蜂起によって曲りなりにも一個の集権的権力機構として成立していた元朝政権がとりはられ、在地の権力が赤裸々に露出したことにも起因すると思われる。このような特徴をふまえて、在来の久しく持続した封建的生産関係が新たに地主一佃戸制という基軸をもつことになったあの10世紀以降の過程の中における14世紀後半明初段階の位置づけが試みられねばならない。

むすびにかえて

本稿は、前述したように筆者自身のための覚書きであり、以下の諸点について粗い考察を加えたにすぎない。すなわち、作業を開始したばかりのごく狭い知見の中から、明初の地主—佃戸制の具体的な存在形態をうかがわせる素材を改めてとり出し、そこにあらわれた地主の根強い在地性、それにもとづく地主の社会関係にまで及ぶ佃戸支配の存在を摘出してきたこと。朱元璋政権が封建的土地所有者たる地主の権力であるとしても、このことが政治過程の上で具体的にどのように実現されていくかを明らかにするため、あえて集権的権力機構という枠組みを設け、それが、とくに在地の土豪・富民の地主の権力を実現する二つの道のうちの一つではないか、という問題を銭鶴阜の蜂起を通じて提出してみたこと。集権的権力機構がまさに在地の土豪・富民層にとっては、自己の権力を上部に転位・集中することによって形成されたものであるが故に、この機構の成立期において、一方で、その権力機構の担い手たる朱元璋政権は、在地の土豪・富民層の包摂吸収を内容とする諸政策を実施せねばならない。にもかかわらず、他の一方で根強い在地性をもった土豪・富民層と集権的権力機構との矛盾が依然として存在していること——中国の封建社会においては、やはり地主階級の科挙官僚化という形を通じてしか強固な集権的権力機構が成立しえぬのであろうか——等である。

なお、本稿では、筆者が従来とくに注目してきた官田制度をめぐる国家権力と直接生産者農民との関係—所謂自作自小作の小農民の問題—が捨象されてきた。又、地主制についても、明初段階における非在地地主と佃戸との関係、在地地主と家僕・家丁等の関係の占める比重については捨象されている。これらの関係を含みこみ正しく位置づけることなくして、明初段階の封建社会に全き歴史的規定性を与ええぬことはいまでもない。また、明初段階について、国家が地主の階級支配の機関であるという田中・佐伯らの考え方と、国家権力の介入による地主の直接生産者農民支配の不完全性・弱さという北村・古島らの考え方とが、無意識的に共存している現状を一步でも打開しようとしたのであるが、果してしていない。もとより、下部構造とその政治編制は安易に結合されてはならず、現実と制度を無媒介に結びつけることも固く避けなければならない。しかし、上のような共存状態が止揚されねばならぬこともいうまでもない。どのようにすれば、アジアの、中国の封建制の特質が、そして「国家的規模に集中された封建的土地所有」という規定の真の意味が、明らかになるのであろうか。

註

- ① 古島和雄・明末長江デルタ地帯における地主経営・歴史学研究・148号。
- ② 田中正俊・佐伯有一・十五世紀における福建の農民叛乱(1)・歴史学研究・167号
- ③ 北村・古島らの地主制研究については、他の諸氏の研究、及び戦後の明清時代史研究全般とともに、必要な点をとりだすだけでなく、その問題意識そのものから全面的に検討を加えねばならないのであるが、別の機会に譲らせて頂く。
- ④ 歴史評論・1950年2号

- ⑤ 思想・292号
- ⑥ 歴史学研究・140号
- ⑦ これはあくまで北村の理論的な設定である。
- ⑧ 歴史学研究・148号
- ⑨ 東洋学報・47巻3号
- ⑩ 田中正俊・中世中国における国家権力と土地所有関係・1961年2月28日、歴史学研究会古代・封建合同部会の口頭発表。筆者は鶴見の前掲論文によってこれを知った。
- ⑪ 明初江南の官田について—蘇州・松江二府におけるその具体像—(上, 下)・東洋史研究・19巻3, 4号。十六世紀太湖周辺地帯における官田制度の改革(上, 下)・東洋史研究21巻4号, 22巻1号。十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民・名古屋大学文学部研究論集・XXXVIII。15世紀前半蘇州府における徭役労働制の改革・名古屋大学文学部研究論集 XLI。
- ⑫ 文化・17巻6号
- ⑬ 史観・37号
- ⑭ 国朝献徴録・巻115・宋濂：楊廉夫維嶺墓志銘
- ⑮ 又代馮鼎尹送序・東維子文集・巻2
- ⑯ 山根幸夫・明代徭役制度の展開・第1章第1節参照。
- ⑰ こゝでは、⑯に引いた山根の著書の解釈に従った。実録の原文にいう「田戸」とは田と佃の発音の一致からしても、字形からしても常識的には「佃戸」と同義と見られる。現に蓬左文庫蔵・正徳大明会典・巻163・工部17・夫役・洪武三年の条には、実録と同文を引き、「佃戸」としている。しかし、この実録の文全体では、所謂佃戸のことを「佃人」と呼んでいること、「田多丁少者」が「佃人」に代役をさせるかわりに費用を負担すると考える方が自然なので、山根の解釈に従ったのである。
- ⑱ 洪武(14世紀)、宣徳(15世紀)、喜靖(16世紀)期の浙西、とくに蘇松地方における1丁(1人の成年男子)分の労働力を軸とする農民家族の標準的経営規模については、森・明初江南の官田について(下)・前掲、において、16~22~25畝と推定しておいた。鶴見・前掲論文では、16~7世紀の浙西湖州地方において、これを10畝と推定している。
- ⑲ 明実録・洪武元年二月乙丑及び山根前掲書参照。
- ⑳ 仁井田陞は、宋代法以来の地主と佃戸の「分」、「主僕の名分」が、明実録のこの規定においては変化している、すなわち、地主と佃戸における主僕の上下関係が、長幼の礼を以てする横の序列に変わったことを指摘する。「地主と佃戸とは完全な対等とまではいかなくとも、兄弟に類する一種の横の同輩関係のもとに列席するものとなっている」というのである。筆者も、「主僕の分」と「少事長之礼」とは異なるかと考えるが、「完全な対等」でなく、一定の差別があるということが、あえて郷村の礼の秩序として明記されている側面を重視したのである。仁井田陞の説は、中国法制史研究・奴隸農奴法・家族村落法・第四・五章及び、中国法制史研究・法と慣習・法と道徳・第三章から綜合した。
- ㉑ 明実録・洪武十九年十二月癸巳。なお、以下の本稿に引用する御製大誥各篇の記事は、すべて、古典研究会編の「皇明制書」本によった。
- ㉒ 明実録・洪武元年正月乙亥
- ㉓ 明実録・丙午の歳(1366)、丁未の歳=呉元年(1367)の記事、及び明史紀事本末・巻四・太祖平呉、等による。
- ㉔ 明実録・呉元年四月丙午朔。なお、錢鶴阜の蜂起については、すでに、1951年、古島和雄が「中世における民族の問題」(歴史学研究会1951年度大会報告・歴史における民族の問題)でとりあげ、1953年、愛宕が、本稿のはじめに紹介した「朱呉国と張呉国」で論じている。この二つの論稿のどの点に学び、それらとどの点で評価を異にするかについては、紙幅の関係でやむなく割愛した。なお、愛宕の論稿に

- は、資料的にも教示を得ている。筆者は新たに関係資料を蒐集整理し白紙にかえて分析を加えたつもりであるが、この二稿がなければ、筆者の作業はより不完全なものにとどまったであろう。
- ②⑤ 明実録・呉元年四月丙午朔。
- ②⑥ Bとは、崇禎松江府志・巻41・篤行所載の何潤の伝で、「洪武庚戌（3年）八月、陶九成（宗儀）撰」とある。陶宗儀は元末から呉（浙西地方）に移り、松江府に居を設けていた。Cとは、崇禎松江府志の同箇所が続いて所載されている今一つの何潤の伝で、「陸居仁撰」とある。陸居仁は松江府華亭県の人、楊維禎、銭惟善らと交渉をもち元明交代期を生きた文人。Dとは、嘉靖上海県志・巻8・文志下所載の「祝大夫碑」で、「洪武元年……楊維禎撰」とある。なお、万曆上海県志・巻5・建設志・公署、崇禎松江府志・巻31・国朝名臣官績にも若干の出入はあるが同じ楊維禎の碑文がある。楊維禎は元末明初には松江府上海県に居を徙していた。以上の叙述中、陶宗儀、陸居仁、楊維禎についてふれたところは、明史・巻285・列伝173・文苑によった。なお、Aとした明実録は、この場合太祖実録であり、永楽16年、銭鶴阜の蜂起後約半世紀に完成しており、いうまでもなく、同時期資料と見てよい。
- ②⑦ 以上の戦況は、明実録・丙午の歳の記事、及び同呉元年四月丙午朔の記事、元史・巻47・順帝紀10、国権・元順帝至正26,7年、明史紀事本末・巻四・太祖平呉、等を参照して書いた。多少の出入は筆者の意を以て整理した。
- ②⑧ 正徳姑蘇志・巻41・宦蹟5
- ②⑨ 万曆嘉定県志・巻13・名宦2
- ③⑩ 宋学士文集・巻64・芝園統集巻4・故岐寧衛經歷熊府君墓銘
- ③⑪ 嘉靖崑山県志・巻13・雜紀
- ③⑫ 正徳姑蘇志・巻41・宦蹟5、及び万曆嘉定県志・巻9・職官考下所載の張率伝。
- ③⑬ 万曆嘉興府志・巻13・名宦2所載の呂文燧伝。
- ③⑭ 愛宕松男は前掲論文でこの見解を提示している。
- ③⑮ 呉王張士誠載記・巻5・所収
- ③⑯ 明実録・呉元年九月辛巳
- ③⑰ 同上。
- ③⑱ 清水泰次、愛宕松男前掲論文
- ③⑲ 明実録・洪武元年正月甲申
- ④⑩ 明実録・洪武元年十月己卯
- ④⑪ 明実録・洪武三年二月庚午。なお、この日付の明実録の記事については(16)頁参照。
- ④⑫ 明実録・洪武三年十二月戊午
- ④⑬ 正徳松江府志・巻7・田賦中
- ④⑭ 森・明初江南の官田について・前掲
- ④⑮ 森・十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民・前掲
- ④⑯ 清水泰次・明太祖の対権豪策・前掲では、先の朱元璋の発言を例証として引用しつつ、この点について「太祖としては……明朝万歳の基礎を富民地主の自重に置き、それから進んで、富民の協力を求める、実利の民政を樹立したかったのである。」と述べている。
- ④⑰ 鶴見尚弘・明代の畸零戸について・前掲、山根幸夫・明代徭役制度の展開・前掲・第一章
- ④⑱～⑤④ 本文の日付の明実録による。
- ⑤⑤ 明実録・洪武3年6月辛巳
- ⑤⑥ 田中正俊・佐伯有一の前掲論文
- ⑤⑦ 明実録・洪武15年11月丁卯
- ⑤⑧ 明実録・洪武20年2月戊子

- ⑤⑨ 森・十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民・前掲の第1章, 3章ではこの点について具体的に述べている。
- ⑥⑩ 森・上掲論文第3章参照。なお, 古島和雄・明末長江デルタ地帯における地主経営・前掲は, 「在地の経営地主層こそが, 無制約的な政治的収奪の対象となり」, 彼らの在地における「権力関係が解体して」いくことを重視した。田中正俊・佐伯有一の前掲論文も, 明初権力をもっていた「在地の地主・富農層は, 以後里甲の役の負担のもとに分解の過程を辿る」と述べている。
- ⑥⑪ 古島和雄前掲論文における「在地地主一家僕・家丁」関係の存在の指摘を具体的に展開した小山正明「明末清初の大土地所有一とくに江南デルタ地帯を中心にして一(一)(二)」(史学雑誌 66-12, 67-1)の提出している問題についても, 本稿はふれることができなかった。

補1 土豪・富民とは本稿のために筆者が仮りに設けた範疇である。経営・非経営を問わず, 郷村に居住し, 地主的土地所有関係を媒介として, 佃戸をはじめとする周辺の直接生産者農民を, 社会的政治的にも支配する権力をもつ地主層である。土豪という語は, 本稿に引用した, 杜宗恒の上巡撫侍郎周忱書から, 富民という語は本稿2, 3に引用した明実録洪武三年二月庚午の記事からとった。富民とは, この記事によれば, 毎年税糧一百石から三千八百石を納入するという地主的な大土地所有者ではあるが, 実録記事の引用箇所においてもわかるように, 単に城市に居住する寄生的な大土地所有者でなく, 日常「田里に居り」, 朱元璋から「郷里に逕順たれ」と命じられる如き在地地主である。